

議案第 18 号

城陽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

城陽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出  
(2025 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年城陽市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">（従業者の員数）</p> <p>第154条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 略</p>	<p style="text-align: center;">（従業者の員数）</p> <p>第154条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 略</p>

附 則

この条例は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

## 提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年城陽市条例第7号）について所要の改正を行いたいので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の4第2項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

介護保険法（抜粋）

第78条の4 略

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3～8 略